

共通義務確認請求事件について

事案の概要

本件は、特定適格消費者団体である上告人が、被上告人らが消費者に対して虚偽又は実際とは著しくかけ離れた誇大な効果を強調した説明をして商品を販売するなどしたことが不法行為に該当すると主張して、被上告人らに対し、被上告人らが上記消費者に対して不法行為に基づく損害賠償義務を負うべきことの確認を求めて、消費者裁判手続特例法に定める共通義務確認の訴えを提起した事案である。

【消費者裁判手続特例法が定める裁判手続の概要】

共通義務確認訴訟



簡易確定手続

(事業者が多数の消費者に対して共通の義務を負うか否かを審理)

(共通義務確認訴訟の結果を踏まえて、個々の消費者の債権の存否等を審理)

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、本件については、消費者ごとに過失相殺や因果関係に関する事情が様々であることなどから、法3条4項にいう「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」に該当するとして、本件訴えを却下すべきものとした。

〔消費者裁判手続特例法〕

(共通義務確認の訴え)

第3条 (1～3項 略)

- 4 裁判所は、共通義務確認の訴えに係る請求を認容する判決をしたとしても、事案の性質、当該判決を前提とする簡易確定手続において予想される主張及び立証の内容その他の事情を考慮して、当該簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるときは、共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下することができる。

- ◇ 最高裁における争点は、本件について、過失相殺又は因果関係に関する審理判断を理由として、法3条4項にいう「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」に該当し、本件訴えを却下することができるか否かである。